

さまざまな人権について考えてみましょう

市では、あらゆる人権課題の解消と人権が尊重される社会の実現に向けて、さまざまな人権について考えていただくため、本年度、広報みよし4月号から子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権など、身の回りにある人権に関わるテーマについて連載してきました。人はそれぞれ違った個性を持った存在であっても、自分らしく自由に生きたいと

いう願いは同じはずです。その願いは、誰でも平等に保障されなければなりません。人は誰でも、笑顔でのびのびと生きる権利があるのです。真に人権が守られ、みんなが笑顔でいられるためには、一人一人が人権尊重の意識を身に付け人権課題を自分の問題として受け止めることが必要です。

立場を超えて、分かり合いましょう

社会には、さまざまな立場の人々がいます。これからの私たちに求められているのは、多様性を認め合い、全ての人々の人権が保障された社会をつくることです。そのためには、相手を知ることが大切です。

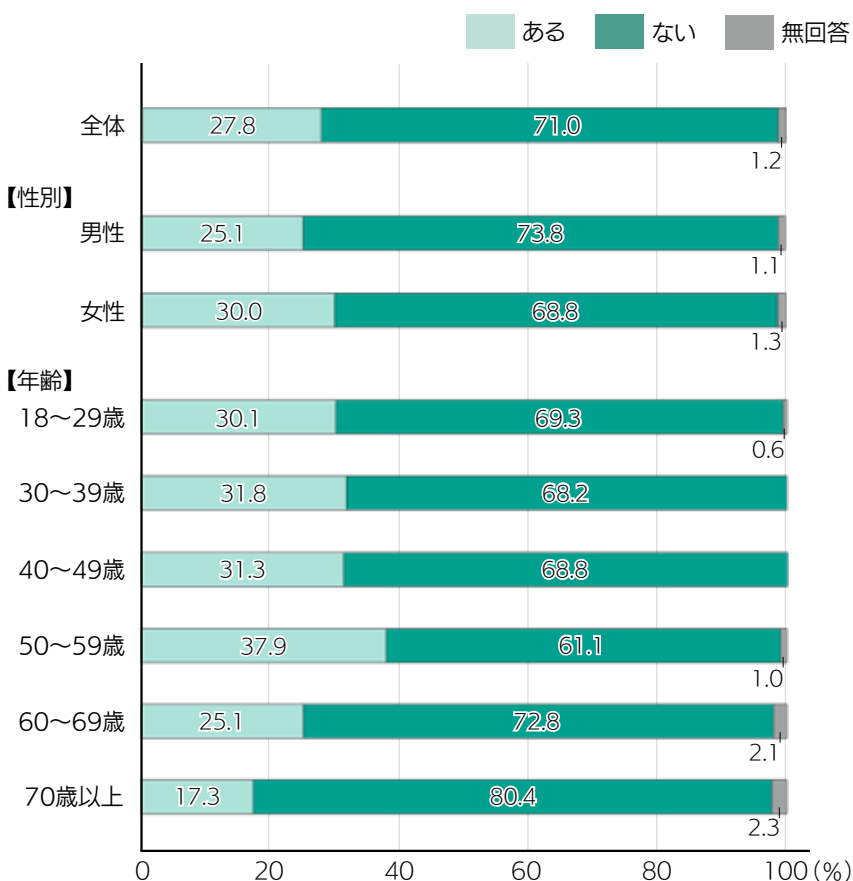
例えばアイヌの人々は固有の言語をもち、伝統的な儀式や祭事など豊かな文化を持っていますが、今でも民族の違いから就職や結婚で差別されることがあります。

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見があり、就職の際の差別など、社会復帰を目指す人にとって厳しい状況があります。

また婚外子に対する差別や偏見、北朝鮮による拉致や人身取引などの問題のほかにも、新たな人権の課題として、知る権利、環境権の主張などが取り上げられるようになりました。

【あなたは今までに人権が侵害されたと思ったことがありますか】

資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」
(令和4(2022)年8月調査)をもとに市作成



自分の人権が侵害されたと思ったのはこんな場合…

- あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口
- 職場での嫌がらせ
- 名誉・信用の毀損、侮辱
- プライバシーの侵害
- 学校でのいじめ
- 使用者による時間外労働の強制などの不当な待遇
- セクシュアル・ハラスメント
- 人種・信条・性別・社会的身分などによる差別待遇
- 悪臭・騒音などの公害
- 警察官などの公務員からの不当な扱い
- 配偶者やパートナーからの暴力などのドメスティック・バイオレンス
- 地域社会での嫌がらせ など

自分の悩みが「人権侵害かも」と思ったら

職場での嫌がらせやプライバシーの侵害、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など、

人権に関する問題でお困りの場合は、一人で悩まず気軽にご相談ください。秘密は厳守され、相談は無料です。

市では…

人権擁護委員、行政相談委員による人権・行政合同相談を開催しています。

日時 毎月10日(土日の場合は月曜日、休日の場合は翌日の13:30~16:30)

場所 市役所2階202会議室など



法務省では…

●みんなの人権110番 ☎0570-003-110

●子どもの人権110番 ☎0120-007-110

●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

●インターネット人権相談



インターネット

●SNS(LINE)による人権相談



SNS(LINE)

●子どもの人権SOSミニレター



人権の尊重を文化に

性別、年齢、国籍、宗教、文化、言語…と一人一人はみんな違います。しかし全ての人は平等であり、人権は全ての人に保障されなければなりません。人権という視点から改めて身の回りの現象を考えたとき、解決しなければならない、さまざまな問題が見えてきます。また人権をとりまく社会情勢は急激に変化しており、新たな問題も発生しています。

人権の尊重は、いつの時代も決して変わることはない普遍的な文化としていかなければなりません。お互いの違いを認め合い、相手の人権を尊重し合う「多様性の社会」や「共生の社会」を創造することが、偏見や差別のない、人権が文化として定着した、真の「人権の世紀」の実現につながります。

【参考:愛知県人権啓発ガイドブック「人権の世紀」へ】

編集後記

一年間、広報みよしへの「人権特集コーナー」掲載を通して、さまざまな人権について改めて触れました。人が自分らしく生きていくには、一人一人が人権について尊重する意識を持ち、考え、行動することが必要であり、皆が身近なこととしてとらえることがより暮らしやすい社会につながっていくのではないのでしょうか。

今回の「人権特集コーナー」が連載の最終回となりますが、人権について考えることが今回で終わりということではなく、これからも継続していくことが必要です。まずは家庭や地域、学校、職場などでの周りの人を思いやることから始めてみませんか。

